

第3章 事業実施区域及び影響範囲の概況

1 設定した影響範囲及び設定の根拠

(1) 設定した影響範囲及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定される環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、各項目の影響範囲を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

「影響範囲」とは、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける範囲であり、各環境要素が影響を受ける範囲（以下「影響範囲」という。）は、事業の特性と調査、予測及び評価の選定項目により異なることから、表3-1-1(1)及び表3-1-1(2)に一覧を示す。

また、図3-1-1に影響範囲の設定状況を示す。

表3-1-1(1) 影響範囲の設定及び設定根拠

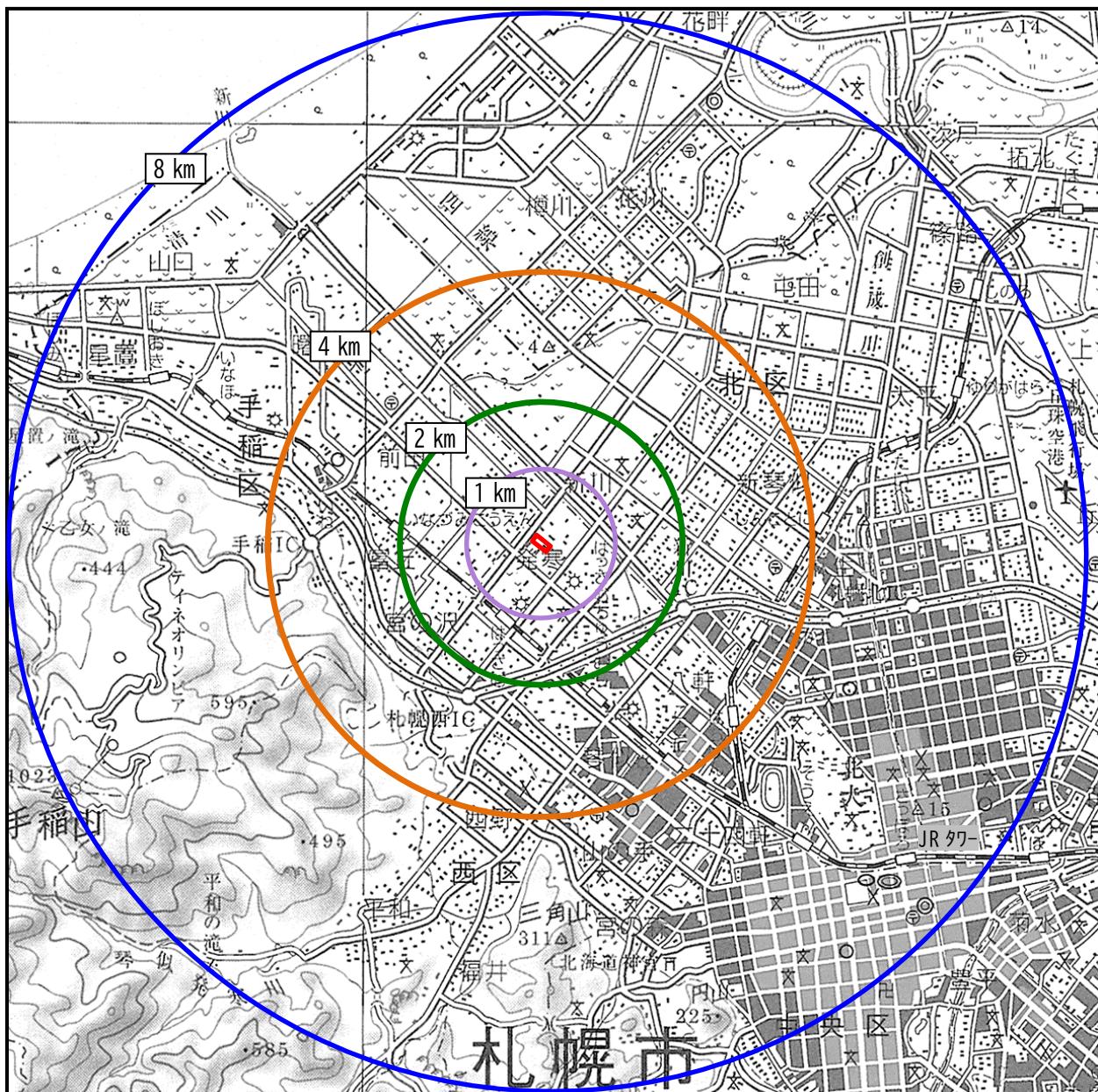
項目	影響範囲	設定根拠	出典等
大気質 及び 悪臭	煙突排出ガス (大気質、悪臭)	周辺の住居地域及び 想定される最大着地 濃度地点を含む最大 4km程度の範囲。 (煙突排出ガス)	排出ガスの最大着地濃度地点について、大気質の長期予測計算結果が煙突から約1.2kmであることから、2倍以上の4kmを範囲として設定。 また、本市の大気質及び土壤ダイオキシン類調査地点を考慮して設定。
	搬出入車両の排出ガス (大気質)	事業実施区域から最大 2km程度の範囲。 (車両の運行)	
	建設機械(粉じん)	事業実施区域から最大 1km程度の範囲。 (施設漏洩悪臭)	
	施設漏洩悪臭(悪臭)	事業実施区域から最大 1km程度の範囲。 (施設漏洩悪臭)	
騒音 及び 振動	建設機械(騒音・振動)	事業実施区域から最大 1km程度の範囲。	車両の運行経路や類似 例等の一般的な影響範 囲を考慮して設定。 「廃棄物処理 施設生活環 境影響調査 指針」 H19環境省
	施設稼働による騒音	事業実施区域から最大 1km程度の範囲。	
	施設振動による振動	(施設稼働(騒音振動))	
	車両 ^{※1} の騒音・振動	事業実施区域から最大 2km程度の範囲。 (車両の運行)	
水質	施設排水	資料調査において、事業 実施区域から最大2km 程度の範囲。 予測、評価については 設定しない。	施設排水は下水道に接 続し、河川放流しないた め設定しない。
	工事濁水		工事排水は下水道に接 続し、河川放流しないた め設定しない。
	地下水		施設の排水は地下に浸 透する計画ではないた め設定しない。

表 3-1-1(2) 影響範囲の設定及び設定根拠

項目		影響範囲	設定根拠	出典等
地形及び地質		資料調査において、事業実施区域から最大 2 km 程度の範囲。 予測、評価については設定しない。	改変部は事業敷地内であり、また、周辺には重要な地形・地質が存在しないことから設定しない。	
日照阻害		事業実施区域から最大 1 km 程度の範囲。 (日照阻害)	建築物形状は未定な段階だが、現工場高さ等から、周辺の保全対象や他の類似施設の障害範囲等を考慮して設定。	
電波障害		事業実施区域から電波の到来方向を考慮した 2 km 程度の範囲。 (電波障害)		
動物	猛禽類	資料調査において、事業実施区域から最大 4 km 程度の範囲。	事業実施区域は事業敷地内であり、重要な動植物は確認されず、新工場の供用、工事の実施による動植物や生態系への影響は考えられないことから設定しない。	文献 / 資料及び現地踏査等
	猛禽類を除く動物	資料調査において、事業実施区域から最大 2 km 程度の範囲。 予測、評価については設定しない。		
植物 生態系		事業実施区域から最大 4 km 程度の範囲 (触れ合いの活動の場)	近隣で利用される公園や散策路を考慮して設定。	
人と自然との触れ合いの活動の場		最大 8km 程度の範囲。 (景観)	遠景眺望点(JR タワー等)を考慮して設定。	
廃棄物等		設定しない。	廃棄物は事業実施区域内で発生するが、周辺に影響を及ぼさないことから設定しない。	—
温室効果ガス			温室効果ガスは事業実施区域内で発生するが、影響を及ぼす範囲を特定できないため設定しない。	—

※1：騒音及び振動に係る車両は、工事関係車両及び施設供用時の搬出入車両を指す。

※2：「北海道の猛禽類 -クマタカ、オオタカ、ハイタカ、ハチクマ、ハヤブサ、オジロワシ-」(北海道猛禽類研究会 2013)を参照。



凡 例		
	事 業 実 施 区 域	
	市 町 村 界	
	区 界	
	影 響 範 囲	(景 觀)
	影 響 範 囲	(煙 突 排 出 ガ ス) (猛 禽 類 等 の 生 態 系) (触 れ 合 い の 活 動 の 場)
	影 響 範 囲	(車 両 の 運 行) (水 質 (地 下 水 含 む)) (地 形 及 び 地 質) (電 波 障 害) (植 物 、 動 物 、 生 態 系)
	影 響 範 囲	(建 設 機 械 (粉 ジ ん ・ 騒 音 ・ 振 動)) (施 設 稼 働 (騒 音 ・ 振 動)) (施 設 漏 洩 悪 臭) (日 照 阻 害)

図 3-1-1 影響範囲の設定

※この地図は、国土地理院発行の 20 万分の 1 地勢図(札幌)を拡大して使用したものである。



1:100,000

景観について、代表的眺望点であるJRタワー展望台や手稻山を含む図3-1-2(1)に示す最大半径8km程度の範囲を「影響範囲（景観）」と設定し現況把握を行う。なお、現況の把握により、影響の及ぶ範囲が比較的狭いと判断した場合には、予測及び評価の範囲を変更することもある。

焼却施設の排出ガスに係る大気質及び悪臭については、比較的広範囲に影響が及ぶ可能性があると判断し、本市が実施する発生源周辺のダイオキシン類調査地点（大気及び土壤）及び後述する最大着地濃度発生距離（約1km）を参考に、新工場建設予定地から最大4km程度の図3-1-2(2)に示す範囲を「影響範囲（煙突排出ガス）」と設定する。

また、猛禽類等の移動能力の高い生物については、北海道の山間部に生息するオオタカ等の営巣地間距離を考慮して、図3-1-2(2)に示す最大4km程度の範囲に設定し、「影響範囲（猛禽類及び生態系）」とする。

人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺の代表的な活動の場である新川桜並木や前田森林公園を含む最大4km程度の範囲を「影響範囲（触れ合いの活動の場）」を設定する。但し、景観同様現況に応じて予測・評価の範囲を変更することもある。

運搬車両の運行に係る大気質、騒音、振動については、事業実施区域から最大2km程度の範囲を含む、図3-1-2(3)に示す範囲を「影響範囲（車両の運行）」等に設定する。

水質については、施設排水及び工事濁水を下水道に接続する計画から河川水質には影響を及ぼさないため、影響範囲を設定しない。但し、資料調査は、水質や水位等の観測地点を考慮して最大2km程度の範囲を調査対象とする。

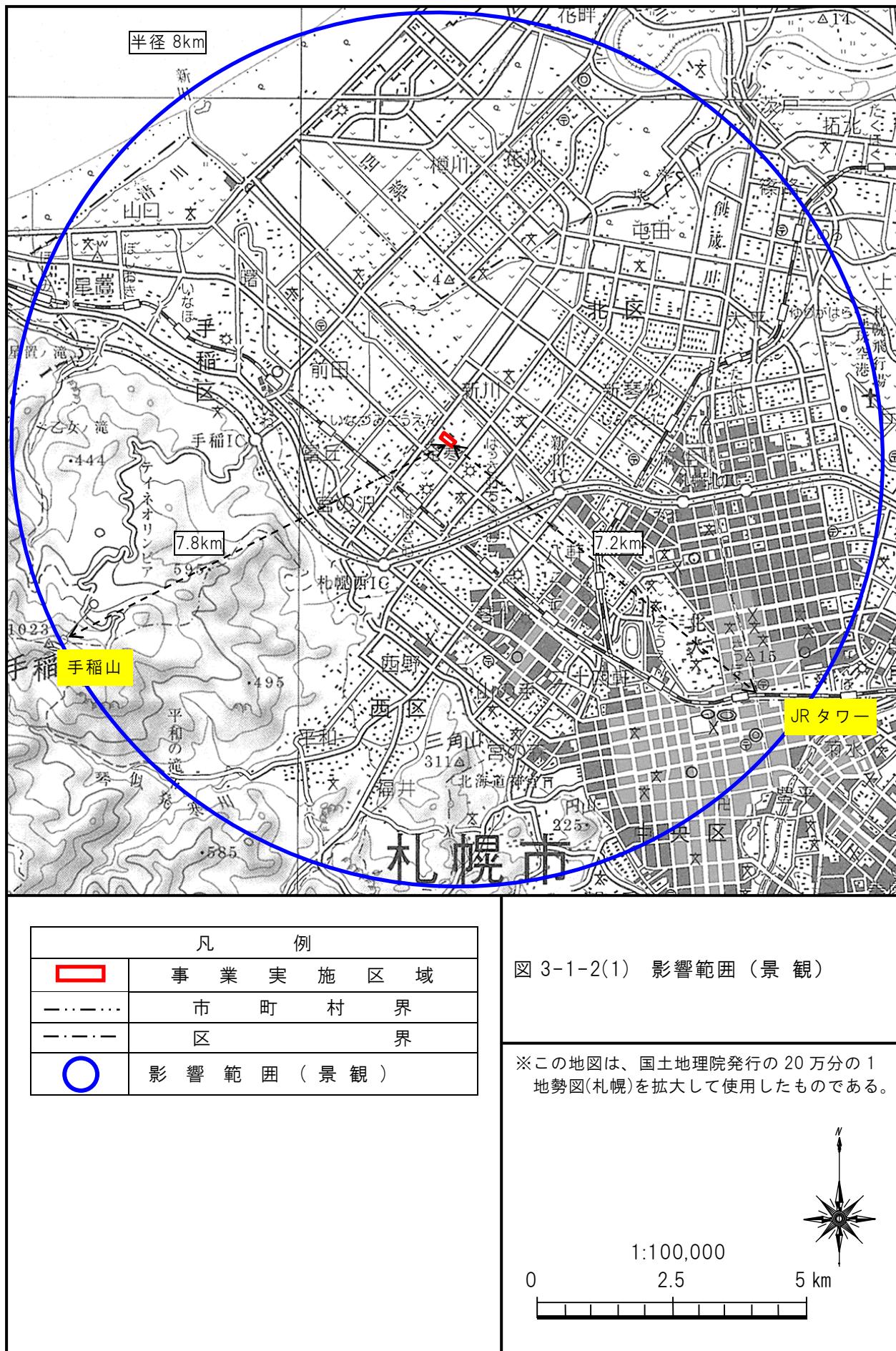
地形及び地質については、改変部が事業敷地内に留まり、周辺には重要な地形・地質が存在しないことから影響範囲を設定しない。但し、資料調査は、水質同様、事業実施区域から最大2km程度の範囲を調査対象とする。

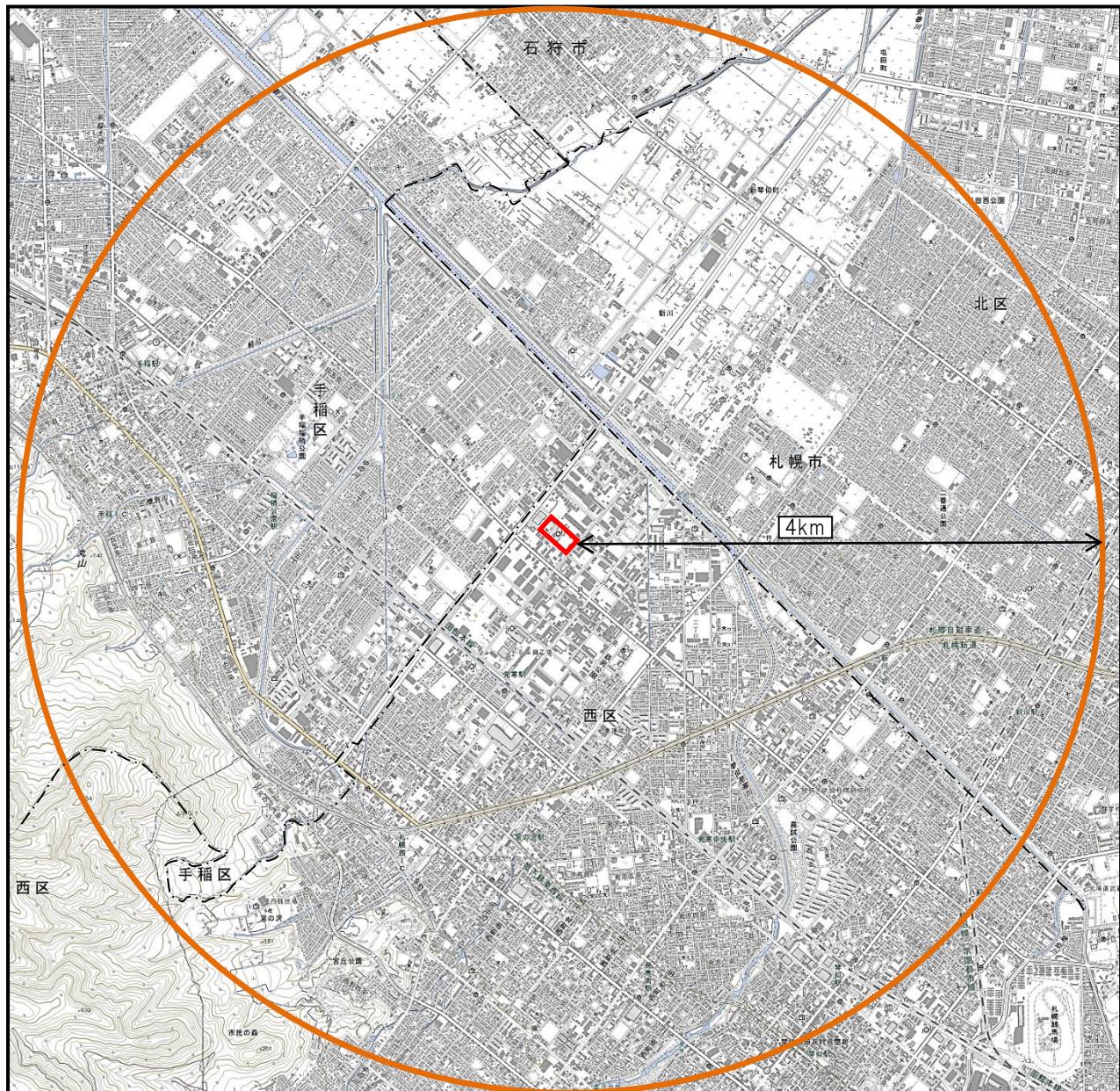
電波障害については、類似事例で半径1km程度が電波障害の影響範囲とされていることを考慮し、その約2倍となる半径2km程度の範囲を「影響範囲（電波障害）」と設定する。

猛禽類を除く動物、植物及び生態系については、生物の移動能力から影響範囲を想定した。植物及び猛禽類を除く動物は、それぞれ図3-1-2(3)に示す事業実施区域から最大2km程度の範囲を「影響範囲（植物）」及び「影響範囲（猛禽類を除く動物）」に設定する。

建設機械の稼働に係る粉じん、騒音・振動については、比較的狭い範囲に影響を及ぼす可能性があると判断し、図3-1-2(4)に示す最大1km程度の範囲を影響範囲とする。施設の稼働に係る騒音、振動、低周波音、施設から漏えいする悪臭についても、同様に1km程度の範囲を影響範囲とする。

日照阻害については、計画する施設の高さ及び冬至日の最大日影長さ等を考慮し、事業実施区域から1km程度の範囲を「影響範囲（日照阻害）」と設定する。

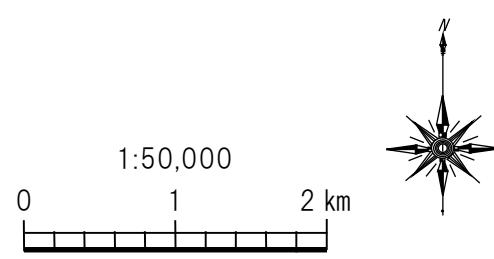


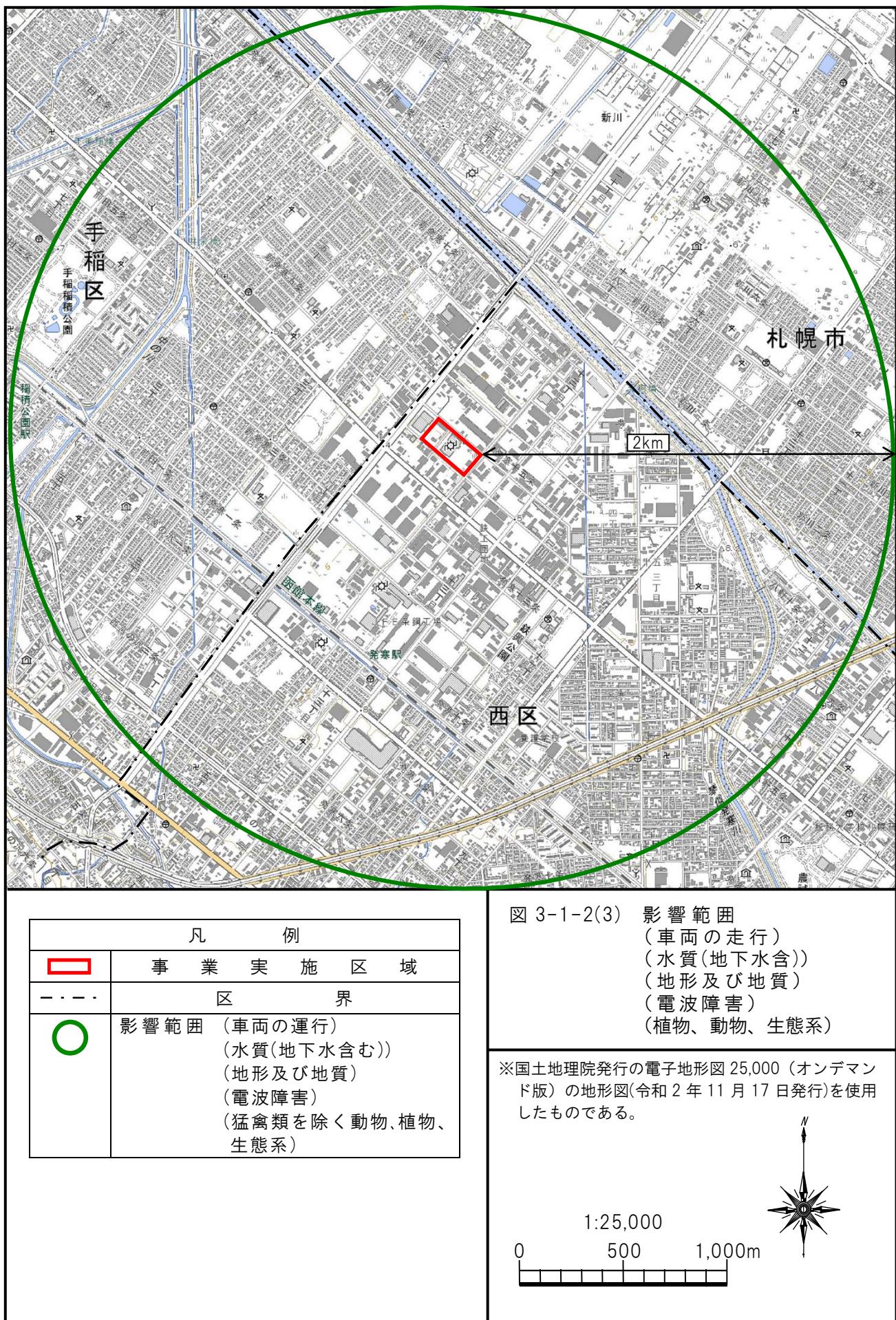


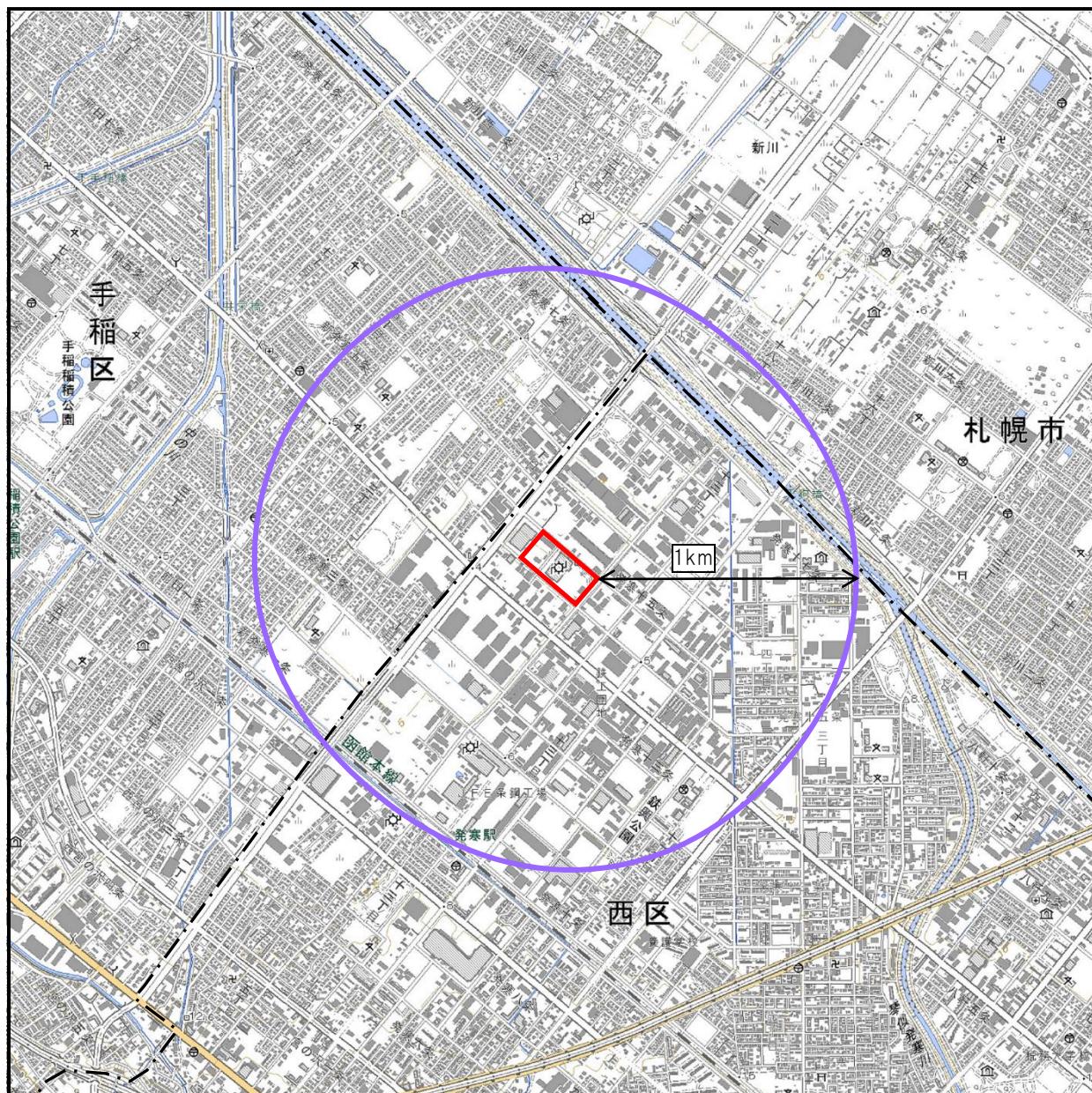
凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	影 響 範 囲 (煙突排出ガス) (猛禽類等の生態系) (触れ合いの活動の場)

図 3-1-2(2) 影響範囲
(煙突排出ガス)
(猛禽類等の生態系)
(触れ合いの活動の場)

※国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



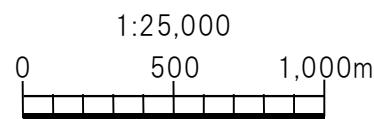




凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	影 響 範 囲 (建設機械(粉じん)) (建設機械(騒音・振動)) (施設稼働(騒音・振動)) (施設漏洩悪臭) (日照阻害)

図 3-1-2(4) 影響範囲
(建設機械(粉じん))
(建設機械(騒音・振動))
(施設稼働(騒音・振動))
(施設漏洩悪臭)
(日照阻害)

※国土地理院発行の電子地形図 25,000(オンデマンド版)の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



(2) 影響範囲の概況

ア 自然的状況

(ア) 地域の生活環境に係る項目

事業実施区域周辺の2km程度の範囲については、工業団地に多くの事業場や公害発生施設が存在しているものの、本市が実施する一般環境大気汚染測定結果及び土壌ダイオキシン類の測定結果は環境基準等を達成している。

また、道路に関する騒音の状況も環境基準を達成している。

下流の新川水系の河川水質についても、特に悪化傾向は見られない状況である。

(イ) 地域の自然的状況に係る項目

事業実施区域周辺の植生区分は、工場地帯及び市街地を中心であり、公園等に芝地が存在するほかは、河川敷にヤナギ類やオオヨモギ群落が確認できる程度である。北区等の平地には、一部畠雜草群落や牧草地が残っている。

イ 社会的状況

(ア) 地域の社会的状況に係る項目

事業実施区域の近隣は工業専用地域及び工業地域であるが、北から西方向にかけて新発寒の住居地区となっている。

道路交通網は、道道128号札幌北広島環状線（追分通）や道道452号下手稻札幌線（下手稻通）が近接しており、また北方向の道道125号前田新川線（新川通）も含めて比較的交通量の多い地区である。

(イ) 環境関係法令等に係る項目

事業実施区域については、悪臭の規制地域となっているが、騒音に係る環境基準の類型指定地域、騒音及び振動の規制区域には該当しない。

また、河川の水質に係る環境基準は、事業実施区域の流域河川である新川下流域が環境基準E類型に指定されている。

その他、事業実施区域及びその周辺においては、自然環境の保全に関する法令に基づき指定された区域及び地域はない。